



愛媛県報

発行 愛媛県

平成31年3月5日火曜日 第3057号

◇ 目 次 ◇

大規模小売店舗の新設の届出の概要等.....	(経営支援課) ...	115
保安林予定森林にする旨の通知.....	(森林整備課) ...	116
保安林の指定施業要件の変更(2件).....	(") ...	116
土砂災害警戒区域の指定.....	(砂防課) ...	116
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定.....	(") ...	119
公共測量の実施の通知.....	(道路維持課) ...	126
道路の供用開始(一般国道441号).....	(南予地方局大洲土木事務所) ...	126
道路の供用開始(県道長浜保内線).....	(") ...	126
人事委員会公告		
2019年度愛媛県警察官(大学卒)採用候補者試験公告.....	(人事委員会事務局) ...	126
選挙管理委員会告示		
直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数.....	(選挙管理委員会) ...	130
愛媛県選挙公営実施規程の一部改正.....	(") ...	130
政治活動に関する規程の一部改正.....	(") ...	135

告 示

○愛媛県告示第154号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに四国中央市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成31年3月5日

愛媛県知事 中村時広

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
ドラッグストアモリ入野店
四国中央市土居町入野845番地2 外
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社ドラッグストアモリ
福岡県朝倉市一ツ木1148番地の1
代表取締役 森 信
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社ドラッグストアモリ
福岡県朝倉市一ツ木1148番地の1
代表取締役 森 信
- (4) 大規模小売店舗の新設をする日
平成31年10月22日
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,330平方メートル

(6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- ア 駐車場の収容台数
51台
- イ 駐輪場の収容台数
41台
- ウ 荷さばき施設の面積
65平方メートル
- エ 廃棄物等の保管施設の容量
7.0立方メートル

(7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
24時間
- イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
24時間
- ウ 駐車場の自動車の出入口の数
2箇所
- エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後10時まで

2 届出年月日

平成31年2月21日

3 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに四国中央市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 当該大規模小売店舗の名称
- ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第155号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成31年 3月 5日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 保安林予定森林の所在場所

宇和島市三間町是能1871から1873まで

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び宇和島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第156号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成31年 3月 5日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

西条市小松町大郷字シノベ乙77の1から乙77の13まで、乙77の21から乙77の23まで、字鎌谷乙83

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び西条市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第157号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成31年 3月 5日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

西条市小松町大郷字城ヶ平乙61の3、字古田乙63の3、乙63の6、字白坪65の1、乙65の7、乙65の8、乙65の12、字前北谷乙66の14、字クワンス谷乙67の1、乙67の2、乙67の4、乙67の7から乙67の9まで、乙67の12、字西谷乙68の1、乙68の2、字源左衛門畑乙69の1、乙69の2、字柳谷乙71の25から乙71の28まで、小松町石鎚字途中の川3315、3316、3318、3320、3323、3324、3327の3

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び西条市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第158号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

平成31年 3月 5日

愛媛県知事 中 村 時 広

土砂災害警戒区域		
名 称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
高野北谷川 208 - 1008	四国中央市川之江町（次の図のとおり）	土石流
扇谷川 208 - 1015	四国中央市川之江町・金生町山田井（次の図のとおり）	土石流
本谷川 208 - 1020	四国中央市金生町山田井（次の図のとおり）	土石流
寒之池川 208 - 1030 - 1	四国中央市川滝町下山（次の図のとおり）	土石流

葱尾谷川 208 - 1031	四国中央市川滝町下山 (次の図のとおり)	土石流	地藏谷川 302 - 1113	四国中央市土居町上野 (次の図のとおり)	土石流
利家川 208 - 1034 - 1	四国中央市川滝町領家・川滝町下山 (次の図のとおり)	土石流	西大谷川 302 - J 005 - 3	四国中央市土居町天満 (次の図のとおり)	土石流
利家川 208 - 1034 - 2	四国中央市川滝町領家・川滝町下山 (次の図のとおり)	土石流	田尾 208 - J - 2	四国中央市川滝町領家 (次の図のとおり)	地すべり
坪谷川 208 - 1040 - 2	四国中央市金田町半田 (次の図のとおり)	土石流	領家 208 - J - 4	四国中央市川滝町領家・川滝町下山・金田町半田 (次の図のとおり)	地すべり
三角寺川 208 - 1046 - 1	四国中央市金田町金川 (次の図のとおり)	土石流	横川 208 - J - 5	四国中央市金田町半田 (次の図のとおり)	地すべり
馬瀬谷川 209 - 1051 - 1	四国中央市上柏町 (次の図のとおり)	土石流	平山 208 - J - 6	四国中央市金田町半田 (次の図のとおり)	地すべり
馬瀬谷川 209 - 1051 - 2	四国中央市上柏町 (次の図のとおり)	土石流	東金川 208 - J - 7	四国中央市金田町金川 (次の図のとおり)	地すべり
堀子川 209 - 1064	四国中央市寒川町 (次の図のとおり)	土石流	佐礼 208 - J - 8	四国中央市金田町三角寺・金田町金川 (次の図のとおり)	地すべり
豊岡川 209 - 1068	四国中央市豊岡町五良野・豊岡町豊田・豊岡町長田・豊岡町大町 (次の図のとおり)	土石流	三角寺 208 - J - 9	四国中央市金田町三角寺 (次の図のとおり)	地すべり
夏切谷川 209 - 1076	四国中央市富郷町寒川山 (次の図のとおり)	土石流	久保の内 208 - J - 46 1	四国中央市川滝町下山 (次の図のとおり)	地すべり
西之谷川 209 - 2018	四国中央市富郷町寒川山・金砂町平野山 (次の図のとおり)	土石流	中通 208 - J - 46 2	四国中央市川滝町領家・川滝町下山 (次の図のとおり)	地すべり

中通 208 - J - 46 3	四国中央市川滝町領家 (次の図のとおり)	地すべり	城師 209 - J - 47	四国中央市富郷町津根山 (次の図のとおり)	地すべり
合路 208 - J - 46 4	四国中央市川滝町領家 (次の図のとおり)	地すべり	戸女 209 - J - 48	四国中央市富郷町津根山 (次の図のとおり)	地すべり
鷹畑 209 - J - 31	四国中央市上柏町 (次の図のとおり)	地すべり	折宇 209 - J - 49	四国中央市富郷町津根山 (次の図のとおり)	地すべり
大藪 209 - J - 34	四国中央市金砂町小川山 (次の図のとおり)	地すべり	城 209 - J - 46 6	四国中央市上柏町 (次の図のとおり)	地すべり
円山 209 - J - 35	四国中央市中曾根町 (次の図のとおり)	地すべり	的之尾 209 - J - 46 9	四国中央市中曾根町・中之庄町 (次の図のとおり)	地すべり
岩鍋 209 - J - 36	四国中央市金砂町小川山 (次の図のとおり)	地すべり	長野 209 - J - 47 0	四国中央市金砂町平野山 (次の図のとおり)	地すべり
上小川 209 - J - 37	四国中央市金砂町小川山 (次の図のとおり)	地すべり	大西 209 - J - 47 1	四国中央市寒川町・豊岡町大町・富郷町豊坂 (次の図のとおり)	地すべり
平野山 209 - J - 38	四国中央市金砂町平野山 (次の図のとおり)	地すべり	恵之久保 209 - J - 47 2	四国中央市富郷町豊坂・豊岡町大町 (次の図のとおり)	地すべり
板谷 209 - J - 41	四国中央市富郷町寒川山 (次の図のとおり)	地すべり	五良野 209 - J - 47 3	四国中央市豊岡町五良野・豊岡町大町 (次の図のとおり)	地すべり
上猿田 209 - J - 43	四国中央市富郷町寒川山 (次の図のとおり)	地すべり	亀尻 301 - J - 10	四国中央市新宮町上山 (次の図のとおり)	地すべり
岩原瀬 209 - J - 44	四国中央市富郷町豊坂 (次の図のとおり)	地すべり	木嵐 301 - J - 11	四国中央市新宮町上山 (次の図のとおり)	地すべり
中尾 209 - J - 45	四国中央市富郷町津根山 (次の図のとおり)	地すべり			
葛川 209 - J - 46	四国中央市富郷町津根山 (次の図のとおり)	地すべり			

寺内 301 - J - 12	四国中央市新宮町上山 (次の図のとおり)	地すべり
東北浦 301 - J - 13	四国中央市新宮町上山 (次の図のとおり)	地すべり
中野 301 - J - 14	四国中央市新宮町上山 (次の図のとおり)	地すべり
泉田 301 - J - 15	四国中央市新宮町上山 (次の図のとおり)	地すべり
嵯峨野 301 - J - 16	四国中央市新宮町上山 (次の図のとおり)	地すべり
上山 301 - J - 17	四国中央市新宮町上山 (次の図のとおり)	地すべり
城瀬谷 301 - J - 18	四国中央市新宮町上山 (次の図のとおり)	地すべり
中村 301 - J - 19	四国中央市新宮町上山 (次の図のとおり)	地すべり
中上 301 - J - 20	四国中央市新宮町上山 (次の図のとおり)	地すべり
倉六 301 - J - 21	四国中央市新宮町上山 (次の図のとおり)	地すべり
内野 301 - J - 22	四国中央市新宮町上山 (次の図のとおり)	地すべり
大窪 301 - J - 23	四国中央市新宮町上山・新宮町新宮 (次の図のとおり)	地すべり

田之内 301 - J - 24	四国中央市新宮町上山・新宮町新宮 (次の図のとおり)	地すべり
黒田 301 - J - 25	四国中央市新宮町新宮・新宮町新宮・新宮町新宮 (次の図のとおり)	地すべり
程野 301 - J - 26	四国中央市新宮町新宮 (次の図のとおり)	地すべり
大影 301 - J - 27	四国中央市新宮町馬立・新宮町新宮 (次の図のとおり)	地すべり
大尾 301 - J - 28	四国中央市新宮町馬立 (次の図のとおり)	地すべり
西谷 301 - J - 46 5	四国中央市新宮町馬立 (次の図のとおり)	地すべり

(「次の図」は、省略し、その図面は、土木部河川港湾局砂防課、四国中央土木事務所及び四国中央市に備えて一般の縦覧に供する。)

○愛媛県告示第159号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項及び第9条第1項の規定に基づき、次のとおり土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定する。

平成31年 3月 5日

愛媛県知事 中 村 時 広

土砂災害警戒区域			土砂災害特別警戒区域			
名 称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	名 称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
西ノ浜 208 - I - 2 (1)	四国中央市川之江町 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	西ノ浜 208 - I - 2 (1)	四国中央市川之江町 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
中須古 208 - I - 3 (1)	四国中央市川之江町 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	中須古 208 - I - 3 (1)	四国中央市川之江町 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

国秀 208 - I - 6 (1)	四国中 央市金 田町金 川 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	国秀 208 - I - 6 (1)	四国中 央市金 田町金 川 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり
大久保 208 - I - 8 (1)	四国中 央市金 田町金 川 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	大久保 208 - I - 8 (1)	四国中 央市金 田町金 川 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり
樟賀 208 - I - 13 (1)	四国中 央市下 川町 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	樟賀 208 - I - 13 (1)	四国中 央市下 川町 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり
平木 208 - I - 14 (1)	四国中 央市川 滝町下 山 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	平木 208 - I - 14 (1)	四国中 央市川 滝町下 山 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり
川原田 208 - I - 20 2(1)	四国中 央市金 生町下 分 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	川原田 208 - I - 20 2(1)	四国中 央市金 生町下 分 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり
池の奥 208 - II - 1 (1)	四国中 央市金 田町半 田 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	池の奥 208 - II - 1 (1)	四国中 央市金 田町半 田 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり
沼ヶ谷 B 208 - II - 1 (2)	四国中 央市金 生町山 田井 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	沼ヶ谷 B 208 - II - 1 (2)	四国中 央市金 生町山 田井 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり
石川 208 - II - 2 (1)	四国中 央市川 滝町下 山 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	石川 208 - II - 2 (1)	四国中 央市川 滝町下 山 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり
久保の 内 208 - II - 3 (1)	四国中 央市川 滝町下 山 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	久保の 内 208 - II - 3 (1)	四国中 央市川 滝町下 山 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり
余木 208 - II - 5 (1)	四国中 央市川 之江町 余木 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	余木 208 - II - 5 (1)	四国中 央市川 之江町 余木 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり
城ノ谷 A 208 - II - 6 (1)	四国中 央市上 分町 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	城ノ谷 A 208 - II - 6 (1)	四国中 央市上 分町 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり
城ノ谷 B 208 - II - 7 (1)	四国中 央市上 分町 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	城ノ谷 B 208 - II - 7 (1)	四国中 央市上 分町 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり
城ノ谷 C 208 - II - 8 (1)	四国中 央市上 分町 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	城ノ谷 C 208 - II - 8 (1)	四国中 央市上 分町 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり

榑堂 (南) 208 - II - 9 (1)	四国中 央市川 滝町下 山 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	榑堂 (南) 208 - II - 9 (1)	四国中 央市川 滝町下 山 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり
中下B 208 - II - 10 (1)	四国中 央市下 川町 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	中下B 208 - II - 10 (1)	四国中 央市下 川町 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり
榑堂 (東) 208 - II - 11 (1)	四国中 央市川 滝町下 山 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	榑堂 (東) 208 - II - 11 (1)	四国中 央市川 滝町下 山 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり
坪谷 (西) 208 - II - 12 (1)	四国中 央市金 田町半 田 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	坪谷 (西) 208 - II - 12 (1)	四国中 央市金 田町半 田 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり
イケヤ 池 (東) 208 - III - 1 (1)	四国中 央市川 之江町 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	イケヤ 池 (東) 208 - III - 1 (1)	四国中 央市川 之江町 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり
イケヤ 池 (西) 208 - III - 1 (2)	四国中 央市川 之江町 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	イケヤ 池 (西) 208 - III - 1 (2)	四国中 央市川 之江町 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり
岩鍋 209 - I - 19 (1)	四国中 央市金 砂町小 川山 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	岩鍋 209 - I - 19 (1)	四国中 央市金 砂町小 川山 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり
豊坂A 209 - I - 29 (1)	四国中 央市富 郷町豊 坂 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	豊坂A 209 - I - 29 (1)	四国中 央市富 郷町豊 坂 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり
薫畑 209 - II - 2 (1)	四国中 央市上 柏町 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	薫畑 209 - II - 2 (1)	四国中 央市上 柏町 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり
石床 209 - II - 2 (2)	四国中 央市中 曾根町 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	石床 209 - II - 2 (2)	四国中 央市中 曾根町 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり
野々首 209 - II - 3 (1)	四国中 央市中 曾根町 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	野々首 209 - II - 3 (1)	四国中 央市中 曾根町 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり
小川山 1(1) 209 - II - 4 (1)	四国中 央市金 砂町小 川山 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	小川山 1(1) 209 - II - 4 (1)	四国中 央市金 砂町小 川山 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり
小川山 1(2) 209 - II - 4 (2)	四国中 央市金 砂町小 川山 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	小川山 1(2) 209 - II - 4 (2)	四国中 央市金 砂町小 川山 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり

小川山 2 209 - II - 5 (1)	四国中央市 砂町小川 山 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	小川山 2 209 - II - 5 (1)	四国中央市 砂町小川 山 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり	上長瀬 B 209 - II - 16 (1)	四国中央市 富郷町寒 川山 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	上長瀬 B 209 - II - 16 (1)	四国中央市 富郷町寒 川山 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり
小川山 3 209 - II - 6 (1)	四国中央市 砂町小川 山 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	小川山 3 209 - II - 6 (1)	四国中央市 砂町小川 山 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり	七々木 209 - II - 17 (1)	四国中央市 富郷町豊 坂 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	七々木 209 - II - 17 (1)	四国中央市 富郷町豊 坂 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり
平野山 1 209 - II - 6 (2)	四国中央市 砂町平野 山 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	平野山 1 209 - II - 6 (2)	四国中央市 砂町平野 山 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり	岩原瀬 (2) 209 - II - 18 (1)	四国中央市 富郷町豊 坂 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	岩原瀬 (2) 209 - II - 18 (1)	四国中央市 富郷町豊 坂 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり
津根山 209 - II - 7 (1)	四国中央市 富郷町津 根山 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	津根山 209 - II - 7 (1)	四国中央市 富郷町津 根山 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり	上猿田 209 - II - 20 (1)	四国中央市 富郷町寒 川山 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	上猿田 209 - II - 20 (1)	四国中央市 富郷町寒 川山 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり
平野山 2 209 - II - 7 (2)	四国中央市 砂町平野 山 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	平野山 2 209 - II - 7 (2)	四国中央市 砂町平野 山 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり	藤原 209 - II - 21 (1)	四国中央市 富郷町津 根山 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	藤原 209 - II - 21 (1)	四国中央市 富郷町津 根山 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり
城 (北) 209 - II - 8 (1)	四国中央市 上柏町 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	城 (北) 209 - II - 8 (1)	四国中央市 上柏町 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり	中尾 209 - II - 22 (1)	四国中央市 富郷町津 根山 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	中尾 209 - II - 22 (1)	四国中央市 富郷町津 根山 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり
岩原瀬 (1) 209 - II - 8 (2)	四国中央市 富郷町豊 坂 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	岩原瀬 (1) 209 - II - 8 (2)	四国中央市 富郷町豊 坂 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり	下猿田 B 209 - II - 24 (1)	四国中央市 富郷町寒 川山 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	下猿田 B 209 - II - 24 (1)	四国中央市 富郷町寒 川山 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり
豊坂 209 - II - 9 (2)	四国中央市 富郷町豊 坂 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	豊坂 209 - II - 9 (2)	四国中央市 富郷町豊 坂 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり	積善(1) 209 - III - 1 (1)	四国中央市 上柏町 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	積善(1) 209 - III - 1 (1)	四国中央市 上柏町 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり
中之川 3 209 - II - 11 (1)	四国中央市 砂町小川 山 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	中之川 3 209 - II - 11 (1)	四国中央市 砂町小川 山 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり	積善(2) 209 - III - 1 (2)	四国中央市 上柏町 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	積善(2) 209 - III - 1 (2)	四国中央市 上柏町 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり
中之川 4 209 - II - 12 (1)	四国中央市 砂町小川 山 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	中之川 4 209 - II - 12 (1)	四国中央市 砂町小川 山 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり	中之川 2 209 - III - 2 (1)	四国中央市 砂町小川 山 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	中之川 2 209 - III - 2 (1)	四国中央市 砂町小川 山 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり
中之川 5 209 - II - 13 (1)	四国中央市 砂町小川 山 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	中之川 5 209 - II - 13 (1)	四国中央市 砂町小川 山 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり	落合 209 - III - 3 (1)	四国中央市 富郷町津 根山 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	落合 209 - III - 3 (1)	四国中央市 富郷町津 根山 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり
甲斐野 209 - II - 14 (1)	四国中央市 砂町小川 山 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	甲斐野 209 - II - 14 (1)	四国中央市 砂町小川 山 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり	鉦山 301 - I - 48 (1)	四国中央市 新宮町新 宮 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	鉦山 301 - I - 48 (1)	四国中央市 新宮町新 宮 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり
上長瀬 A東 209 - II - 15 (1)	四国中央市 富郷町寒 川山 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	上長瀬 A東 209 - II - 15 (1)	四国中央市 富郷町寒 川山 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり	堂成 301 - II - 1 (2)	四国中央市 新宮町馬 立 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	堂成 301 - II - 1 (2)	四国中央市 新宮町馬 立 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり

影井 B 301 - 2 II - 2 (1)	四国中央市新宮町新宮 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	影井 B 301 - 2 II - 2 (1)	四国中央市新宮町新宮 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
泉田 (東) 301 - 2 II - 2 (2)	四国中央市新宮町上山 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	泉田 (東) 301 - 2 II - 2 (2)	四国中央市新宮町上山 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
要妻 301 - 2 II - 3 (1)	四国中央市新宮町上山 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	要妻 301 - 2 II - 3 (1)	四国中央市新宮町上山 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
下泉田 301 - 2 II - 3 (2)	四国中央市新宮町上山 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	下泉田 301 - 2 II - 3 (2)	四国中央市新宮町上山 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
長瀬 301 - 2 II - 4 (2)	四国中央市新宮町馬立 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	長瀬 301 - 2 II - 4 (2)	四国中央市新宮町馬立 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
西横野 301 - 2 II - 5 (1)	四国中央市新宮町上山 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	西横野 301 - 2 II - 5 (1)	四国中央市新宮町上山 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
亀尻 301 - 2 II - 5 (2)	四国中央市新宮町上山 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	亀尻 301 - 2 II - 5 (2)	四国中央市新宮町上山 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
下り付 301 - 2 II - 6 (1)	四国中央市新宮町馬立 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	下り付 301 - 2 II - 6 (1)	四国中央市新宮町馬立 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
秋田 301 - 2 II - 7 (1)	四国中央市新宮町新瀬川 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	秋田 301 - 2 II - 7 (1)	四国中央市新宮町新瀬川 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
杉谷 301 - 2 II - 8 (1)	四国中央市新宮町上山 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	杉谷 301 - 2 II - 8 (1)	四国中央市新宮町上山 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
下市仲 301 - 2 II - 9 (1)	四国中央市新宮町馬立 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	下市仲 301 - 2 II - 9 (1)	四国中央市新宮町馬立 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
中村 301 - 2 II - 10 (1)	四国中央市新宮町上山 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	中村 301 - 2 II - 10 (1)	四国中央市新宮町上山 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
中野 301 - 11 II - 11 (1)	四国中央市新宮町上山 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	中野 301 - 11 II - 11 (1)	四国中央市新宮町上山 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
鳩岡 301 - 11 II - 12 (1)	四国中央市新宮町上山 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	鳩岡 301 - 11 II - 12 (1)	四国中央市新宮町上山 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
木嵐 301 - 11 II - 13 (1)	四国中央市新宮町上山 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	木嵐 301 - 11 II - 13 (1)	四国中央市新宮町上山 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
谷内 301 - 11 II - 14 (1)	四国中央市新宮町上山 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	谷内 301 - 11 II - 14 (1)	四国中央市新宮町上山 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
泉田 301 - 11 II - 15 (1)	四国中央市新宮町上山 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	泉田 301 - 11 II - 15 (1)	四国中央市新宮町上山 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
大(北)谷 301 - 11 III - 1 (1)	四国中央市新宮町馬立 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	大(北)谷 301 - 11 III - 1 (1)	四国中央市新宮町馬立 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
大(西)谷 301 - 11 III - 2 (1)	四国中央市新宮町馬立 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	大(西)谷 301 - 11 III - 2 (1)	四国中央市新宮町馬立 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
河内 302 - 1 I - 54 (1)	四国中央市土居町浦山 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	河内 302 - 1 I - 54 (1)	四国中央市土居町浦山 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
大谷 A 302 - 1 I - 56 (1)	四国中央市土居町北野 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	大谷 A 302 - 1 I - 56 (1)	四国中央市土居町北野 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
大屋敷 302 - 1 II - 3 (1)	四国中央市土居町浦山 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	大屋敷 302 - 1 II - 3 (1)	四国中央市土居町浦山 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
余木崎 川 208 - 1001	四国中央市川之江町余木 (次の図のとおり)	土石流	余木崎 川 208 - 1001	四国中央市川之江町余木 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
古屋ヶ 谷川 208 - 1024	四国中央市下川町 (次の図のとおり)	土石流	古屋ヶ 谷川 208 - 1024	四国中央市下川町 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり

第地川 208 - 1028 - 1	四国中 央市川 滝町下 山 (次の 図のと おり)	土石流	第地川 208 - 1028 - 1	四国中 央市川 滝町下 山 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり	白石川 208 - 1044 - 2	四国中 央市金 田町金 川 (次の 図のと おり)	土石流	白石川 208 - 1044 - 2	四国中 央市金 田町金 川 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
第地川 208 - 1028 - 2	四国中 央市川 滝町下 山 (次の 図のと おり)	土石流	第地川 208 - 1028 - 2	四国中 央市川 滝町下 山 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり	白石川 208 - 1044 - 3	四国中 央市金 田町三 角寺・ 金田町 金川 (次の 図のと おり)	土石流	白石川 208 - 1044 - 3	四国中 央市金 田町三 角寺・ 金田町 金川 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
第地川 208 - 1028 - 3	四国中 央市川 滝町下 山 (次の 図のと おり)	土石流	第地川 208 - 1028 - 3	四国中 央市川 滝町下 山 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり	三角寺 川 208 - 1046 - 2	四国中 央市金 田町金 川 (次の 図のと おり)	土石流	三角寺 川 208 - 1046 - 2	四国中 央市金 田町金 川 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
久保ノ 内川 208 - 1029	四国中 央市川 滝町下 山 (次の 図のと おり)	土石流	久保ノ 内川 208 - 1029	四国中 央市川 滝町下 山 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり	三角寺 川 208 - 1046 - 3	四国中 央市金 田町三 角寺・ 金田町 金川 (次の 図のと おり)	土石流	三角寺 川 208 - 1046 - 3	四国中 央市金 田町三 角寺・ 金田町 金川 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
寒之池 川 208 - 1030 - 2	四国中 央市川 滝町下 山 (次の 図のと おり)	土石流	寒之池 川 208 - 1030 - 2	四国中 央市川 滝町下 山 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり	脇之山 奥谷川 208 - 2001	四国中 央市金 生町山 田井 (次の 図のと おり)	土石流	脇之山 奥谷川 208 - 2001	四国中 央市金 生町山 田井 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
寒之池 川 208 - 1030 - 3	四国中 央市川 滝町下 山 (次の 図のと おり)	土石流	寒之池 川 208 - 1030 - 3	四国中 央市川 滝町下 山 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり	長持上 谷川 208 - 2002	四国中 央市柴 生町 (次の 図のと おり)	土石流	長持上 谷川 208 - 2002	四国中 央市柴 生町 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
庄田川 208 - 1036	四国中 央市川 滝町領 家・川 滝町下 山 (次の 図のと おり)	土石流	庄田川 208 - 1036	四国中 央市川 滝町領 家・川 滝町下 山 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり	長持谷 北川 208 - 2003	四国中 央市柴 生町 (次の 図のと おり)	土石流	長持谷 北川 208 - 2003	四国中 央市柴 生町 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
古下田 川 208 - 1038	四国中 央市川 滝町領 家・川 滝町下 山 (次の 図のと おり)	土石流	古下田 川 208 - 1038	四国中 央市川 滝町領 家・川 滝町下 山 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり	牛飼野 谷川 208 - 2004	四国中 央市下 川町 (次の 図のと おり)	土石流	牛飼野 谷川 208 - 2004	四国中 央市下 川町 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
坪谷川 208 - 1040 - 1	四国中 央市金 田町半 田 (次の 図のと おり)	土石流	坪谷川 208 - 1040 - 1	四国中 央市金 田町半 田 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり	竹花下 谷川 208 - 2005	四国中 央市下 川町 (次の 図のと おり)	土石流	竹花下 谷川 208 - 2005	四国中 央市下 川町 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
梅ノ木 谷川 208 - 1042	四国中 央市金 田町金 川 (次の 図のと おり)	土石流	梅ノ木 谷川 208 - 1042	四国中 央市金 田町金 川 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり	中下川 208 - 2006	四国中 央市下 川町 (次の 図のと おり)	土石流	中下川 208 - 2006	四国中 央市下 川町 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
長の谷 川 208 - 1043	四国中 央市金 田町金 川 (次の 図のと おり)	土石流	長の谷 川 208 - 1043	四国中 央市金 田町金 川 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり	下谷川 208 - 2007 - 1	四国中 央市金 生町山 田井 (次の 図のと おり)	土石流	下谷川 208 - 2007 - 1	四国中 央市金 生町山 田井 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
白石川 208 - 1044 - 1	四国中 央市金 田町金 川 (次の 図のと おり)	土石流	白石川 208 - 1044 - 1	四国中 央市金 田町金 川 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり	下谷川 208 - 2007 - 2	四国中 央市金 生町山 田井 (次の 図のと おり)	土石流	下谷川 208 - 2007 - 2	四国中 央市金 生町山 田井 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
							下谷川 208 - 2007 - 3	四国中 央市金 生町山 田井 (次の 図のと おり)	土石流	下谷川 208 - 2007 - 3	四国中 央市金 生町山 田井 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり

竹花西川 208 - 2008	四国中央市下川町 (次の図のとおり)	土石流	竹花西川 208 - 2008	四国中央市下川町 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり	足尾谷川 209 - 2016	四国中央市金砂町小川山 (次の図のとおり)	土石流	足尾谷川 209 - 2016	四国中央市金砂町小川山 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
中組谷川 208 - 2009	四国中央市川滝町下山 (次の図のとおり)	土石流	中組谷川 208 - 2009	四国中央市川滝町下山 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり	水丁谷西川 209 - 2017	四国中央市金砂町平野山 (次の図のとおり)	土石流	水丁谷西川 209 - 2017	四国中央市金砂町平野山 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
田尾谷西川 208 - 2010	四国中央市川滝町領家・川滝町下山 (次の図のとおり)	土石流	田尾谷西川 208 - 2010	四国中央市川滝町領家・川滝町下山 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり	杉成奥谷川 209 - 2019	四国中央市富郷町寒川山 (次の図のとおり)	土石流	杉成奥谷川 209 - 2019	四国中央市富郷町寒川山 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
椿堂川 208 - 2011	四国中央市川滝町下山 (次の図のとおり)	土石流	椿堂川 208 - 2011	四国中央市川滝町下山 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり	折坂谷川 209 - 2020	四国中央市金砂町小川山 (次の図のとおり)	土石流	折坂谷川 209 - 2020	四国中央市金砂町小川山 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
宮川 209 - 1054 - 1	四国中央市中曾根町 (次の図のとおり)	土石流	宮川 209 - 1054 - 1	四国中央市中曾根町 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり	鳩岡谷川 301 - 1083	四国中央市新宮町上山 (次の図のとおり)	土石流	鳩岡谷川 301 - 1083	四国中央市新宮町上山 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
宮川 209 - 1054 - 2	四国中央市中曾根町 (次の図のとおり)	土石流	宮川 209 - 1054 - 2	四国中央市中曾根町 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり	嵯峨野谷川 301 - 1086 - 1	四国中央市新宮町上山 (次の図のとおり)	土石流	嵯峨野谷川 301 - 1086 - 1	四国中央市新宮町上山 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
石床川 209 - 1057	四国中央市中之庄町・中曾根町 (次の図のとおり)	土石流	石床川 209 - 1057	四国中央市中之庄町・中曾根町 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり	嵯峨野谷川 301 - 1086 - 2	四国中央市新宮町上山 (次の図のとおり)	土石流	嵯峨野谷川 301 - 1086 - 2	四国中央市新宮町上山 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
大地川 209 - 1071	四国中央市豊岡町長土居町野田 (次の図のとおり)	土石流	大地川 209 - 1071	四国中央市豊岡町長土居町野田 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり	栄谷川 301 - 1088	四国中央市新宮町新瀬川・新宮町馬立 (次の図のとおり)	土石流	栄谷川 301 - 1088	四国中央市新宮町新瀬川・新宮町馬立 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
明神川 209 - 2012	四国中央市豊岡町五良野 (次の図のとおり)	土石流	明神川 209 - 2012	四国中央市豊岡町五良野 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり	新瀬川 301 - 1092	四国中央市新宮町新瀬川 (次の図のとおり)	土石流	新瀬川 301 - 1092	四国中央市新宮町新瀬川 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
戸屋奥川 209 - 2013	四国中央市金砂町小川山 (次の図のとおり)	土石流	戸屋奥川 209 - 2013	四国中央市金砂町小川山 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり	芋野谷川 301 - 1096	四国中央市新宮町馬立 (次の図のとおり)	土石流	芋野谷川 301 - 1096	四国中央市新宮町馬立 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
甲斐野谷川 209 - 2014	四国中央市金砂町小川山 (次の図のとおり)	土石流	甲斐野谷川 209 - 2014	四国中央市金砂町小川山 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり	五味ノ谷川 301 - 1097	四国中央市新宮町馬立 (次の図のとおり)	土石流	五味ノ谷川 301 - 1097	四国中央市新宮町馬立 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
小川山 209 - 2015	四国中央市金砂町小川山 (次の図のとおり)	土石流	小川山 209 - 2015	四国中央市金砂町小川山 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり	神子屋敷西谷川 301 - 1100	四国中央市新宮町新宮 (次の図のとおり)	土石流	神子屋敷西谷川 301 - 1100	四国中央市新宮町新宮 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり

城後谷川 301 - 1101	四国中央市新上山 (次の図のとおり)	土石流	城後谷川 301 - 1101	四国中央市新上山 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり	関ノ原谷川 302 - J002	四国中央市土居町上野 (次の図のとおり)	土石流	関ノ原谷川 302 - J002	四国中央市土居町上野 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
倉之谷川 301 - 2021	四国中央市新上山 (次の図のとおり)	土石流	倉之谷川 301 - 2021	四国中央市新上山 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり	東千々の木川 302 - J003	四国中央市土居町天満 (次の図のとおり)	土石流	東千々の木川 302 - J003	四国中央市土居町天満 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
半庄谷川 301 - 2022	四国中央市新宮町馬立 (次の図のとおり)	土石流	半庄谷川 301 - 2022	四国中央市新宮町馬立 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり	千々の木川 302 - J004	四国中央市土居町天満 (次の図のとおり)	土石流	千々の木川 302 - J004	四国中央市土居町天満 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
五味ノ東谷川 301 - 2023	四国中央市新宮町馬立 (次の図のとおり)	土石流	五味ノ東谷川 301 - 2023	四国中央市新宮町馬立 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり	西大谷川 302 - J005 - 1	四国中央市土居町天満 (次の図のとおり)	土石流	西大谷川 302 - J005 - 1	四国中央市土居町天満 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
神子屋敷谷川 301 - 2024	四国中央市新宮町新宮 (次の図のとおり)	土石流	神子屋敷谷川 301 - 2024	四国中央市新宮町新宮 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり	西大谷川 302 - J005 - 2	四国中央市土居町天満 (次の図のとおり)	土石流	西大谷川 302 - J005 - 2	四国中央市土居町天満 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
吉ノ瀬谷川 301 - 2025	四国中央市新上山 (次の図のとおり)	土石流	吉ノ瀬谷川 301 - 2025	四国中央市新上山 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり	西大谷川 302 - J005 - 4	四国中央市土居町天満 (次の図のとおり)	土石流	西大谷川 302 - J005 - 4	四国中央市土居町天満 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
椎森谷川 301 - 2026	四国中央市新上山 (次の図のとおり)	土石流	椎森谷川 301 - 2026	四国中央市新上山 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり	東大谷川 302 - J006	四国中央市土居町天満 (次の図のとおり)	土石流	東大谷川 302 - J006	四国中央市土居町天満 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
スゲヤ谷川 302 - 2027	四国中央市土居町北野 (次の図のとおり)	土石流	スゲヤ谷川 302 - 2027	四国中央市土居町北野 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり	南荷内谷川 302 - J008	四国中央市土居町天満 (次の図のとおり)	土石流	南荷内谷川 302 - J008	四国中央市土居町天満 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
大境谷川 302 - 2029 - 1	四国中央市土居町北野 (次の図のとおり)	土石流	大境谷川 302 - 2029 - 1	四国中央市土居町北野 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり	なすび池川 302 - J009 - 1	四国中央市土居町北野 (次の図のとおり)	土石流	なすび池川 302 - J009 - 1	四国中央市土居町北野 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
大境谷川 302 - 2029 - 2	四国中央市土居町北野 (次の図のとおり)	土石流	大境谷川 302 - 2029 - 2	四国中央市土居町北野 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり	なすび池川 302 - J009 - 2	四国中央市土居町北野 (次の図のとおり)	土石流	なすび池川 302 - J009 - 2	四国中央市土居町北野 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
東畑野川 302 - J001 - 1	四国中央市土居町畑野 (次の図のとおり)	土石流	東畑野川 302 - J001 - 1	四国中央市土居町畑野 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり	なすび池川 302 - J009 - 3	四国中央市土居町北野 (次の図のとおり)	土石流	なすび池川 302 - J009 - 3	四国中央市土居町北野 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
東畑野川 302 - J001 - 2	四国中央市土居町畑野 (次の図のとおり)	土石流	東畑野川 302 - J001 - 2	四国中央市土居町畑野 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり	なすび池川 302 - J009 - 4	四国中央市土居町北野 (次の図のとおり)	土石流	なすび池川 302 - J009 - 4	四国中央市土居町北野 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面は、土木部河川港湾局砂防課、四国中央土木事務所及び四国中央市に備えて一般の縦覧に供する。)

○愛媛県告示第160号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、松山市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成31年3月5日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 作業種類	公共測量（MMS地形測量、TS等地形測量、既成図数値化）
2 作業期間	平成30年11月16日から 平成31年3月29日まで
3 作業地域	松山市の一部

○愛媛県告示第161号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成31年3月5日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一般国道	441号	大洲市松尾735番6地先から 同市松尾707番5まで	平成31年3月5日

○愛媛県告示第162号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成31年3月5日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県道	長浜保内線	大洲市豊茂甲1239番4から 同市豊茂甲1236番地先まで	平成31年3月5日

人事委員会公告

○愛媛県人事委員会公告第1号

2019年度愛媛県警察官（大学卒）採用候補者試験公告

平成31年3月5日

愛媛県人事委員会
愛媛県警察本部

愛媛県警察官（大学卒）採用候補者試験を次のとおり行います。

なお、この試験（男性（大学卒）の試験区分に限る。）を受けることにより、警視庁（東京都）又は兵庫県の警察官になるみちがありません。

1 試験区分、採用予定人員及び職務内容

試験区分		採用都県	採用予定人員	職務内容
男 性	大 学 卒	愛 媛 県	51人程度	個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公安の維持に従事します。
		警 視 庁	3人程度	
		兵 庫 県	3人程度	
女 性	大 学 卒	愛 媛 県	12人程度	

男性（大学卒）の試験区分を申し込む場合は、第2志望まで選択することができますが、第1志望は必ず愛媛県としてください。愛媛県の第1次試験に合格した場合、第2志望はなかったものとみなします。

なお、申込み後の志望都県の変更はできません。

2 受験資格

(1) 日本の国籍を有する者

- (2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号のいずれにも該当しない者
- (3) 1987（昭和62）年4月2日から2002（平成14）年4月1日までに生まれた者で、学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。）若しくはこれと同等と愛媛県人事委員会が認めるもの（以下「大学等」という。）を卒業した者又は大学等を2020年3月末日までに卒業する見込みの者

ただし、警視庁を第2志望とする場合の受験資格（生年月日）は「1987（昭和62）年4月2日から1998（平成10）年4月1日まで」です。これに該当しない場合は、警視庁を第2志望とすることはできません。また、大学等に相当するものについては、他の都県によっては愛媛県と異なる場合がありますので、志望する都県に直接問い合わせてください。

3 試験の方法等

- (1) 試験は、第1次試験及び第2次試験とし、次のとおり行います。
 なお、第2次試験は、第1次試験合格者に対して行います。

区分	試験・検査種目	配点	試験の内容																				
第1次試験	教養試験	50点	大学卒業程度の一般的知識及び知能について、筆記試験を行います。（択一式50題、解答時間2時間30分）																				
	体力試験 （愛媛県のみ）	20点	職務遂行に必要な体力について、試験を行います。																				
			<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種目</th> <th colspan="2">基準</th> </tr> <tr> <th>男性</th> <th>女性</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>反復横とび</td> <td>50回以上 / 20秒間</td> <td>40回以上 / 20秒間</td> </tr> <tr> <td>握力</td> <td>45kg以上（左右の平均）</td> <td>25kg以上（左右の平均）</td> </tr> <tr> <td>上体起こし</td> <td>25回以上 / 30秒間</td> <td>15回以上 / 30秒間</td> </tr> <tr> <td>腕立て伏せ</td> <td>30回以上</td> <td>15回以上</td> </tr> <tr> <td>20mシャトルラン</td> <td>65回以上</td> <td>35回以上</td> </tr> </tbody> </table>	種目	基準		男性	女性	反復横とび	50回以上 / 20秒間	40回以上 / 20秒間	握力	45kg以上（左右の平均）	25kg以上（左右の平均）	上体起こし	25回以上 / 30秒間	15回以上 / 30秒間	腕立て伏せ	30回以上	15回以上	20mシャトルラン	65回以上	35回以上
			種目		基準																		
男性				女性																			
反復横とび			50回以上 / 20秒間	40回以上 / 20秒間																			
握力			45kg以上（左右の平均）	25kg以上（左右の平均）																			
上体起こし	25回以上 / 30秒間	15回以上 / 30秒間																					
腕立て伏せ	30回以上	15回以上																					
20mシャトルラン	65回以上	35回以上																					
基準に達しない種目が4種目以上ある場合は、第1次試験の合計得点にかかわらず不合格となります。																							
スポーツ加点 （愛媛県のみ）	5点	柔道、剣道又はその他スポーツの資格等について、基準を満たしている場合は加点します。（詳細は、別表「スポーツ加点の申請について」を参照）																					
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>柔道</td> <td>2段以上（講道館認定の段位に限る。）</td> </tr> <tr> <td>剣道</td> <td>2段以上（全日本剣道連盟認定の段位に限る。）</td> </tr> <tr> <td>スポーツ歴</td> <td>全国規模で行われるスポーツ大会（中学校卒業以降の大会で地区予選を経たものに限る。）への選手としての出場経験 国民体育大会、全国高等学校総合体育大会等</td> </tr> </tbody> </table>	項目	基準	柔道	2段以上（講道館認定の段位に限る。）	剣道	2段以上（全日本剣道連盟認定の段位に限る。）	スポーツ歴	全国規模で行われるスポーツ大会（中学校卒業以降の大会で地区予選を経たものに限る。）への選手としての出場経験 国民体育大会、全国高等学校総合体育大会等													
		項目	基準																				
		柔道	2段以上（講道館認定の段位に限る。）																				
剣道	2段以上（全日本剣道連盟認定の段位に限る。）																						
スポーツ歴	全国規模で行われるスポーツ大会（中学校卒業以降の大会で地区予選を経たものに限る。）への選手としての出場経験 国民体育大会、全国高等学校総合体育大会等																						
職務遂行に必要な身体を有するかどうかについて、検査を行います。																							
身体検査	-	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>視力</td> <td>裸眼又は矯正視力が両眼で0.7以上でかつ一眼でそれぞれ0.3以上であること。</td> </tr> <tr> <td>聴力</td> <td>完全であること。</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>身体に障がいその他の異常がなく健康であること。</td> </tr> </tbody> </table>	項目	基準	視力	裸眼又は矯正視力が両眼で0.7以上でかつ一眼でそれぞれ0.3以上であること。	聴力	完全であること。	その他	身体に障がいその他の異常がなく健康であること。													
		項目	基準																				
		視力	裸眼又は矯正視力が両眼で0.7以上でかつ一眼でそれぞれ0.3以上であること。																				
		聴力	完全であること。																				
その他	身体に障がいその他の異常がなく健康であること。																						
基準に達しない項目がある場合は、第1次試験の合計得点にかかわらず不合格となります。																							
第2次試験	口述試験	75点	人物について総合的に評定するため、個別面接を行います。																				
	作文試験	30点	識見、思考力、表現力等について、作文試験を行います。（課題1題、解答時間1時間）																				
	適性検査	-	職務遂行に必要な適性について、検査を行います。																				
	身体精密検査	-	職務遂行に必要な健康度について、所定の身体検査書の提出により検査を行います。 なお、弁色力については、次の基準で検査を行います。 職務遂行に支障がないこと。 検査の結果によっては、再検査を行った上で判定します。																				

- (2) 第1次試験合格者は、第1次試験の合計得点の高い順に決定します。ただし、第1次試験の各試験・検査種目のうち、一定の基準に達しない種目がある場合は、合計得点にかかわらず不合格となります。
- (3) 最終合格者は、第2次試験の合計得点の高い順に決定します。ただし、第2次試験の各試験・検査種目のうち、一定の基準に達しない

い種目がある場合は、合計得点にかかわらず不合格となります。

- (4) 教養試験の例題及び前年度に出題した作文試験の課題を、愛媛県職員採用情報ホームページ（以下「ホームページ」という。）に掲載しています。

また、愛媛県人事委員会事務局等において閲覧することもできます。

- (5) 第1次試験の1日目は、体力試験及び身体検査に適した服装で来てください。

教養試験以外の試験方法や基準等は愛媛県のもので、他の都県については、それぞれの都県に直接問い合わせてください。

4 試験日、試験会場及び合格発表

区 分	試 験 日	試験・検査種目	試 験 会 場	合格発表
第 1 次 試 験	2019年5月11日（土） 午前8時30分から午後5時30分まで のうち人事委員会が指定する時間 （遅刻した場合は受験できません。）	体 力 試 験 身 体 検 査	松山工業高等学校 （松山市真砂町1番地）	5月下旬 第1次試験当日にお知らせし ます。
	2019年5月12日（日） 午前9時から午後0時まで 〔受付時間：午前8時から午前8時45分〕 遅刻した場合は受験できません。〕	教 養 試 験		
第 2 次 試 験	6月上旬～中旬に松山市内で実施予定です。 詳細は、第1次試験合格者に通知します。			7月上旬

体力試験及び身体検査の受付時間は、受験票に記載します。（「6 受験票の交付」参照）

愛媛県の合格発表は、合格者の受験番号を愛媛県庁前掲示板に掲示するほか、ホームページにも掲載します。

愛媛県以外の都県については、それぞれの都県に直接問い合わせてください。

5 受験申込み

- (1) 受験の申込みは、ホームページから「愛媛県採用試験受験申込システム」（以下「システム」という。）にアクセスし、画面の指示に従って全ての必要項目を入力の上、受付期間中に送信してください。

なお、受付期間は次のとおりです。

平成31年4月2日（火）午前8時30分から4月19日（金）午後5時15分まで

原則、郵送や持参による申込みは受け付けできませんが、インターネットにより申し込むことができない特段の事情がある場合は、4月12日（金）までに愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。

- (2) 申込みは「事前登録」と「本申込み」の2段階方式となっています。まず、事前登録を行いID番号とパスワードを取得した後、受付期間中にシステムのマイページにログインして本申込みを行ってください。（ID番号とパスワードは受験票の印刷等、以後の手続きに必要ですので、必ず控えておいてください。）
- (3) 本申込みの受付が完了したら、登録されたメールアドレス宛に「申込み完了のお知らせ」の電子メールを自動送信します。この電子メールが届かない場合は、必ず受付期間中に愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。
- (4) 申込方法等に関する問い合わせは、受付期間中の午前8時30分から午後5時15分まで（ただし、土曜日、日曜日及び祝日等の閉庁日を除く。）受け付けます。（必ず電話で愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。）
- (5) 受付期間内に申込みが完了しなかった場合は、受験できません。（受付期間中は、24時間申込みを受け付けますが、保守点検作業等のためシステムを停止する必要があるほか、受付期間終了の直前は、システムが混み合うおそれがあるので、余裕を持って申込みを行ってください。）

なお、使用される機器や通信回線上的障害等によるトラブルについては、一切責任を負いません。

6 受験票の交付

- (1) 受験申込受付締切後に登録されたメールアドレス宛に「受験票交付のお知らせ」の電子メールを送信します。4月26日（金）までに電子メールが届かない場合は、愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。
- (2) 「受験票交付のお知らせ」の電子メールが届いたら、システムのマイページにログインし、受験票をダウンロードして印刷してください。
- (3) 印刷した受験票は、体力試験及び身体検査の受付時間など記載されている事項を確認し、確認した年月日を記入の上、申込者本人が署名して第1次試験受験の際に必ず持参してください。

7 合格から採用まで

- (1) この試験の最終合格者は、愛媛県警察官採用候補者として、試験区分ごとに作成する採用候補者名簿（以下「名簿」という。）に記載されます。

この名簿は、原則として、2020年4月以降の採用に対するもので、その有効期間は、この名簿に記載された日（合格通知書に記載）から1年間です。

なお、2019年9月末日までに大学等を卒業した者又は卒業する見込みの者については、欠員の状況に応じて、本人の意向を確認した

上で、2019年10月1日に採用される場合があります。

(2) 採用は、名簿に記載された者のうちから任命権者（警察本部長）が選考を行い、決定します。したがって、名簿に記載された者が全て採用されるとは限りません。

また、名簿に記載されても、2020年3月末日までに大学等を卒業できなかった場合は、採用されません。

(3) 採用者は、愛媛県巡査に任命されます。任命後は、愛媛県警察学校に入校し、6か月間初任教養を受けた後、県内各警察署に配置されます。

(4) 警察官は、誰でも実力次第で昇任することができ、管区警察学校又は警察大学校に入校して、幹部としての教養を受ける機会が与えられます。

愛媛県以外の都県については、それぞれの都県に直接問い合わせてください。

8 給与等

(1) 初任給は、職員の給与に関する条例（昭和26年愛媛県条例第57号）等の規定により、原則として、公安職給料表1級23号給（現行給料月額211,452円）が支給され、このほか該当者に対しては、扶養手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。

(2) 勤務に必要な被服等が支給されます。

愛媛県以外の都県については、それぞれの都県に直接問い合わせてください。

9 試験結果の開示

この試験の結果については、愛媛県個人情報保護条例（平成13年愛媛県条例第41号）第29条第1項の規定に基づき、口頭により開示を請求することができます。開示を請求する場合は、受験者本人が、本人であることを確認できる顔写真付きの書類（学生証、運転免許証等）を持参の上、午前8時30分（合格発表当日は、合格発表後）から午後5時15分までの間に、愛媛県人事委員会事務局へ直接お越しください。（ただし、土曜日、日曜日及び祝日等の閉庁日は受付できません。）

なお、電話、はがき等による開示の請求はできませんので、注意してください。

開示請求できる人	開 示 内 容	開 示 期 間	開 示 場 所
第 1 次 試 験 不 合 格 者	第1次試験の試験種目別得点、合計得点及び順位（ただし、一定の基準に達しない試験種目又は検査種目がある場合は、順位に代えて当該試験種目名又は検査種目名）	第 1 次 試 験 合 格 発 表 の 日 か ら 1 月 間	愛媛県人事委員会事務局
第 2 次 試 験 受 験 者	第1次試験の試験種目別得点、合計得点及び順位並びに第2次試験の試験種目別得点、合計得点及び順位（ただし、一定の基準に達しない試験種目又は検査種目がある場合は、順位に代えて当該試験種目名又は検査種目名）	第 2 次 試 験 合 格 発 表 の 日 か ら 1 月 間	

愛媛県以外の都県の試験結果の開示については、それぞれの都県に直接問い合わせてください。

10 問い合わせ先等

スポーツ加点申請書 提 出 先 問 い 合 せ 先	愛媛県人事委員会事務局 採用給与課 任用試験係 〒790 - 8570 松山市一番町四丁目4番地2 電話 089 - 912 - 2826 ホームページ https://www.pref.ehime.jp/employment/
問 い 合 せ 先	愛媛県警察本部 警務課 〒790 - 8573 松山市南堀端町2番地2 電話 089 - 934 - 0110 内線2621・2623・2626・2627 フリーダイヤル 0120 - 204 - 724
愛 媛 県 以 外 の 都 県 に 関 する 問 い 合 せ 先	警視庁採用センター 電話 0120 - 314 - 372 兵庫県警察官採用センター 電話 0120 - 145 - 314

別表 スポーツ加点の申請について

項 目	証 明 書 類	申 請 方 法
柔 道	講道館が認定した段位を証明する書類の写し	<p>受験申込時にスポーツ加点を申請する旨を入力した上で、「スポーツ加点申請書」及び「証明書類」を、簡易書留郵便による郵送又は持参により愛媛県人事委員会事務局へ提出してください。（提出期限：平成31年4月19日（金）午後5時15分（必着））</p> <p>スポーツ歴の全国大会参加の証明書類として、「出身校による全国大会参加証明書（原本）」以外の書類を提出された場合は、原本確認又は追加書類の提出を求める場合があります。（この場合、第1次試験（1日目）当日の受付終了時までに証明書類の原本又は追加書類を提出してください。）</p> <p>なお、次のいずれかに該当する場合は、加点しません。</p> <p>(1) 記入漏れや不備等がある場合 (2) 加点基準を満たさない場合（基準を満たす事実が確認できない場合を含む。） (3) 受験申込時に、スポーツ加点を申請する旨の入力がない場合（申込み完了後の</p>
剣 道	全日本剣道連盟が認定した段位を証明する書類の写し	
スポーツ歴	出身校による全国大会参加証明書（原本） 又は 次の(1)、(2)の両方が証明できる書類の写し (1) 地区予選を経た全国大会であること (2) 全国大会に選手として出場したこと (2)は氏名、大会名及び開催年月が明記さ	

れたものであること
「選手として」とは、選手登録されたことを要件とする。(監督、コーチ、マネージャー等は除く。)

申込内容の変更はできませんので注意してください。)
(4) 期限までに「スポーツ加点申請書」及び「証明書類」の提出がない場合(申請書と証明書類両方の提出が必要です。また、証明書類の原本確認又は追加書類の提出に応じられない場合も加点しません。)

スポーツ加点申請書の様式は、ホームページからダウンロードしてください。

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第20号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第2編第5章及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項の規定による直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数は、次のとおりである。

平成31年 3月 5日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 大塚 岩 男

1 直接請求(県議会議員の解職請求を除く。)の要件となるべき選挙権を有する者の数

- (1) 選挙権を有する者の総数 1,168,939
- (2) 選挙権を有する者の総数の50分の1の数 23,379
- (3) 80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 246,118

2 県議会議員の解職請求の要件となるべき選挙権を有する者の数

選挙区別	選挙権を有する者の総数	同左の3分の1の数 (松山市・上浮穴郡選挙区にあっては、同左の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)
伊予郡	43,838	14,613

南 宇 和 郡	19,119	6,373
松山市・上浮穴郡	437,501	139,584
今治市・越智郡	141,053	47,018
宇和島市・北宇和郡	78,231	26,077
八幡浜市・西宇和郡	38,089	12,697
新 居 浜 市	100,466	33,489
西 条 市	91,896	30,632
大洲市・喜多郡	51,655	17,219
伊 予 市	31,550	10,517
四 国 中 央 市	74,247	24,749
西 予 市	33,095	11,032
東 温 市	28,199	9,400

○愛媛県選挙管理委員会告示第21号

愛媛県選挙公営実施規程(昭和44年11月1日愛媛県選挙管理委員会告示)の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

平成31年 3月 5日

愛媛県選挙管理委員会委員長 大塚 岩 男

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>第8条 省略</p> <p>2・3 省略</p> <p>4 証紙交付票1枚につき、交付した証紙がそれぞれ前2項の枚数に達しないときは、県委員会は証紙交付票の裏面に交付した証紙の枚数を記入し、かつ、<u>証紙を交付した取扱者の印</u>を押して提出者に返すものとする。</p> <p>第11条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 証紙交付票1枚につき、<u>交付した</u>証紙が前項の枚数に達しないときは、県委員会は証紙交付票の裏面に交付した証紙の枚数を記入し、かつ、<u>証紙を交付した取扱者の印</u>を押して提出者に返すものとする。</p>	<p>第8条 省略</p> <p>2・3 省略</p> <p>4 証紙交付票1枚につき、交付した証紙がそれぞれ前2項の枚数に達しないときは、県委員会は証紙交付票の裏面に交付した証紙の枚数を記入し、かつ、<u>県委員会の印</u>を押して提出者に返すものとする。</p> <p>第11条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 証紙交付票1枚につき、<u>交付をした</u>証紙が前項の枚数に達しないときは、県委員会は証紙交付票の裏面に交付した証紙の枚数を記入し、かつ、<u>県委員会の印</u>を押して提出者に返すものとする。</p>

別記第5号様式を次のように改める。

第5号様式（選挙運動用ビラ証紙交付票）（第7条・第8条関係）

その1

表

第何号
候補者（氏名） ㊟
何年何月何日執行 何選挙
選挙運動用ビラ証紙交付票
愛媛県選挙管理委員会 印

裏

証紙交付 枚数	証紙交付 取扱者印
枚	
枚	
枚	
枚	
計 70,000枚、 145,000枚 又は 16,000枚	

その2

表

第何号
候補者届出政党（名 称）
（受領責任者氏名） ㊟
何年何月何日執行 何選挙
第 何 区
選挙運動用ビラ証紙交付票
愛媛県選挙管理委員会 ㊟

裏

証 紙 交 付 枚 数	証 紙 交 付 取 扱 者 印
枚	
枚	
枚	
枚	
計40,000枚	

備考1 「何年何月何日執行」の表示は、「何年執行」又は「第何回」とすることができる。

2 第何区には、当該ビラを頒布することができる選挙区名を表示するものとする。

別記第5号様式の2を次のように改める。

第5号様式の2（選挙運動用ポスター証紙交付票）（第10条・第11条関係）

表

第何号
候補者届出政党（名称）
（受領責任者氏名） ㊟
何年何月何日執行 何選挙
第何区
選挙運動用ポスター証紙交付票
愛媛県選挙管理委員会 ㊟

裏

証紙交付 枚数	証紙交付 取扱者印
枚	
枚	
枚	
枚	
計1,000枚	

- 備考1 「何年何月何日執行」の表示は、「何年執行」又は「第何回」とすることができる。
 2 第何区には、当該ポスターを掲示することができる選挙区名を表示するものとする。

○愛媛県選挙管理委員会告示第22号

政治活動に関する規程（昭和46年3月18日愛媛県選挙管理委員会告示）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

平成31年 3月 5日

愛媛県選挙管理委員会委員長 大塚 岩 男

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>第5条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 証紙交付票1枚につき、<u>交付した</u>証紙がそれぞれ前項の枚数に達しないときは、県委員会は証紙交付票の裏面に交付した証紙の枚数を記入し、かつ、<u>証紙を交付した取扱者の印</u>を押して提出者に返すものとする。</p> <p>4 省略</p>	<p>第5条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 証紙交付票1枚につき、<u>交付をした</u>証紙がそれぞれ前項の枚数に達しないときは、県委員会は証紙交付票の裏面に交付した証紙の枚数を記入し、かつ、<u>県委員会の印</u>を押して提出者に返すものとする。</p> <p>4 省略</p>

別記第4号様式を次のように改める。

第4号様式(第4条関係)

その1

表

裏

第何号
政治団体名 受領責任者 氏 名 ㊦
何年何月何日執行何選挙
政治活動用ポスター証紙交付票 第 何 区
愛媛県選挙管理委員会 ㊦

証 紙 交 付 枚	証 紙 交 付 取 扱 者 印
枚	
枚	
枚	
枚	
枚	
計 500 枚	

備考1 この様式は、参議院愛媛県選挙区選出議員の再選挙及び補欠選挙並びに愛媛県知事選挙の場合の様式である。

2 第何区は、衆議院小選挙区選出議員の選挙区名を表示するものとし、数字はアラビア数字とする。

その2

表

裏

第何号 政治団体名 受領責任者 氏 名 ㊦ 何年何月何日執行何選挙 政治活動用ポスター証紙交付票 何選挙区 愛媛県選挙管理委員会 ㊦	<table border="1"> <tr> <td style="width: 50%;">証 紙 交 付 枚</td> <td style="width: 50%;">証 紙 交 付 取 扱 者 印</td> </tr> <tr> <td>枚</td> <td></td> </tr> <tr> <td>枚</td> <td></td> </tr> <tr> <td>枚</td> <td></td> </tr> <tr> <td>枚</td> <td></td> </tr> <tr> <td>枚</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">計 50 枚</td> </tr> </table>	証 紙 交 付 枚	証 紙 交 付 取 扱 者 印	枚		枚		枚		枚		枚		計 50 枚	
証 紙 交 付 枚	証 紙 交 付 取 扱 者 印														
枚															
枚															
枚															
枚															
枚															
計 50 枚															

- 備考 1 この様式は、愛媛県議会議員選挙の場合の様式である。
 2 何選挙区は、愛媛県議会議員の選挙区の別を記載するものとする。